

## 事例研究 民事法 訂正表（第3刷）

### 本書

頁数	訂正箇所	修正後
はじめに	最終頁 編者一同の後	<p>■を追加 ⇒※第3刷にあたり修正した点については、日本評論社のHP「正誤情報」欄に掲載している。</p>
詳細目次	第2部 〔問題4〕5. (1) <u>口頭弁論終結後の承継人</u> 569	<p>___を■に訂正 ⇒(1) 強制執行の可否 569</p>
p 26	下から2行目  訴訟能力（自ら単独で有効に訴訟行為をなしうる能力） <u>については</u> 、民法の…	<p>___を削除 ⇒訴訟能力（自ら単独で有効に訴訟行為をなしうる能力）は、民法の…</p>
p 27	上から9行目  訴訟能力の可否は、職権探知事項たる…	<p>___を■に訂正 ⇒訴訟能力の可否は、職権調査事項たる…</p>
	3段落目  <u>すなわち、裁判所としては、……訴訟行為を行うよう命じることとなる。</u>	<p>___を■に差し替え ⇒裁判所は、Aの訴状受領行為が無効であることを前提として、本人（A）に対して補正命令を発することができる（民訴34条1項本文）。Bが訴状受領を追認する場合、Aが行った各訴訟行為を追認させ（Aの陳述はいずれもAに不利益ではなく、追認の可能性がある）、さらに、将来にわたりBがAの法定代理人として訴訟行為を行うよう命じる。もっとも、Bに追認する利益がない場合も多い。その場合、補正期間内に補正がなければ訴訟要件欠缺のため訴えが却下されることになる。裁判所はその回避のために、法定代理人</p>

		としてBを記載した訴状訂正書をCに出させることとなろう（民訴 133 条 2 項 1 号）。
p 29	<p>(イ) 訴訟無能力者による控訴提起 下から 6 行目</p> <p>次に、Aの…、これも、<u>本来ならばAの訴訟…限り効力を有しない</u>。しかし、それではAの保護に欠ける（…、控訴提起を認めない限り…）ので、</p> <p>(ウ) 1 段落目の最終行に文章を追加</p>	<p>_____を追加 ⇒次に、Aの…、これも、Aの訴訟…限り、<u>本来ならば効力を有しないことになる</u>。しかし、それではAの保護に欠ける（…、控訴提起の有効性を認めない限り…）ので、</p> <p>_____を追加 ⇒（これを回避するためにCに訴状訂正書の提出を促すことができる点は、4.(1)と同様である）。</p>
p 38	<p>(3) 2 段落目</p> <p><u>そこで、…命じることとなる。</u></p>	<p>_____を_____に差し替え ⇒そこで、裁判所としては、Aの訴状受領行為が無効であることを前提として、本人（A）に対して補正命令を発することができる（民訴 34 条 1 項本文）。Bが訴状受領を追認する場合、Aが行った各訴訟行為を追認させ（Aの陳述はいずれもAに不利益ではなく、追認の可能性はある）、さらに、将来にわたりBがAの法定代理人として訴訟行為を行うよう命じる。もっとも、Bが追認しない場合、補正期間内に補正がなければ訴訟要件欠缺のため訴えが却下されるので、裁判所はその回避のために、法定代理人としてBを記載した訴状訂正書をCに出させることができる（民訴 133 条 2 項 1 号）。</p>
	<p>下から 4～5 行目</p> <p>…原告・被告双方にとっても…</p>	<p>_____を挿入 ⇒…原告・(いずれにせよ)応訴せざるを</p>

		えない) 被告双方にとっても…
	下から 3 行目 …訴訟能力の存在は、…職権探知事項であるから、	___を___に訂正 ⇒…訴訟能力の存在は、…職権調査事項であるから、
p 65	1 つ目の□の①  ① A 1 の所有権	___を挿入 ⇒① A 1 の過去における所有権取得 (の事実)
	1 つ目の□の下の文章  で足り、C は、①の A 1 の所有権について権利自白し、	___を挿入 ⇒で足り、C は、①の A 1 の過去における所有権取得 (の事実) について権利自白し、
p 68	(4)の 6 行目から 8 行目まで  一方、訴訟物の…、A 1 の所有権に基づく妨害排除請求権と…、請求原因は、① A 1 の所有権、②…、C は①の A 1 の所有権について	___を挿入 ⇒一方、訴訟物の…、A 1 の過去における所有権取得 (の事実) に基づく妨害排除請求権と…、請求原因は、① A 1 の過去における所有権取得 (の事実)、②…、C は①の A 1 の過去における所有権取得 (の事実) について
p 69	2 つ目の□の d ) d) C の善意・無過失を…	⇒削除
	最後の段落  このような抗弁に対し、A 1 は、 <u>A 1 ・ C 間の売買契約の成立については否認し、</u> 1) 有権代理に対して <u>も</u> それぞれ…	___を削除 ⇒このような抗弁に対し、A 1 は、1) 有権代理に対してそれぞれ…
p 80	(㇆)の 3 行目から 4 行目  …。請求原因は、① A 1 の所有権、② C 名義の…。これに対して、C は、①の A 1 の所有権について権利自白し、	___を挿入 ⇒…。請求原因は、① A 1 の過去における所有権取得 (の事実)、② C 名義の…。これに対して、C は、①の A 1 の

	…	過去における所有権取得（の事実）について権利自白し、…
p 81	(3)の2段落目 …、①A 1の所有権、②C名義の…。Cは、①のA 1の所有権について権利自白し、…	■を挿入 ⇒…、①A 1の過去における所有権取得（の事実）、②C名義の…。Cは、①A 1の過去における所有権取得（の事実）について権利自白し、…
p 103	(2)の1段落目 <u>次の(3)(エ)で述べるように、…検討する。</u>	___を■に差し替え ⇒次の(3)(エ)で述べるように、訴状の「請求の原因」欄には、請求を特定する事実と請求を理由づけるための事実が記載されるのが通常であるが、ここでは、両者を含めた意味での「請求の原因」としての、これら訴訟物たる権利の発生原因事実すなわち要件事実という観点から検討する。
	(2)(ア) <u>(ア) 主たる請求は、所有権に基づく返還請求権としての…訴訟物であるから、それを特定するための…発生原因である、</u>	挿入と差し替え ⇒(ア) 主たる請求は、 <u>上記(1)(エ)①のとおり、所有権に基づく物的請求権としての明渡しおよび登記請求権であるが、その要件事実としては、</u>
p 104	もっとも…の段落の3行目から5行目 …であるべき「請求の原因」とはいえない。しかし、…精粗が決まってくるもので、 <u>特に訴訟物特定のための主張</u> としては、…	■の挿入と訂正 ⇒…であるべき「請求の原因」の主張とはいえない。しかし、…精粗が決まってくるもので、 <u>訴状段階の主張</u> としては、…
p 105	(ウ)1行目から4行目まで <u>請求を特定するための請求の原因</u> としては、…当面の「請求の原因」（ <u>理由づける事実</u> ）の記載も考慮に…意味） <u>の記載もこの程度でも許されるであろう。</u> …	___を■に訂正 ⇒ <u>要件事実としての「請求の原因」としては、…当面の事実主張（間接事実の主張までも考慮に…意味）</u> についての記載も、この程度でやむを得ないであろう。…

p 113～	<p>113 頁の最終行の文献情報</p> <p>…、瀬木比呂志『民事保全法（<u>全訂第2版</u>）』（判例タイムズ、2004年）594～595 頁および原井童一郎＝河合伸一編…</p>	<p>_____に訂正</p> <p>⇒…、瀬木比呂志『民事保全法（第3版）』（判例タイムズ、2009年）597～598 頁および原井龍一郎＝河合伸一編…</p>
p 125	<p>●民事保全につき</p> <p>・原井童一郎＝河合伸一編『新訂版 実務民事保全法』</p> <p>・瀬木比呂志『民事保全法（<u>全訂第2版</u>）』（判例タイムズ、2004年）577～627 頁、632～718 頁</p> <p>●訴訟告知につき</p> <p>・梅本吉彦『民事訴訟法（第3版）』（信山社、2007年）674～679 頁</p>	<p>_____を_____に訂正</p> <p>⇒・原井龍一郎＝河合伸一編『新訂版 実務民事保全法』</p> <p>・瀬木比呂志『民事保全法（第3版）』（判例タイムズ、2009年）579～630 頁、635～721 頁</p> <p>●訴訟告知につき</p> <p>⇒・梅本吉彦『民事訴訟法（第4版）』（信山社、2009年）671～676 頁</p>
p 144	<p>(iii)の4、5 行目</p> <p>…A が、保管場所にある動産のすべてを第三者 B に売却した…動産部分に関して、B は無権利者から…</p>	<p>B を C に訂正</p> <p>⇒…A が、保管場所にある動産のすべてを第三者 C に売却した…動産部分に関して、C は無権利者から…</p>
p 152	<p>上から 3 行目と 5 行目</p> <p>…、依然として X 会社が所有権を…前述した持分割合に応じて、XY 両社が共有している…</p>	<p>X と XY を訂正</p> <p>⇒…、依然として Z 会社が所有権を…前述した持分割合に応じて、YZ 両社が共有している…</p>
p 287	<p>上から 4 行目</p> <p>…土地の所有権限（借地権等）を失うために…</p>	<p>_____を_____に訂正</p> <p>⇒…土地の所有権原（借地権等）を失うために…</p>
p 349	<p>下から 3 行目</p> <p>…頁）。時機遅れを理由に…既判力によって封ぜられることになる。</p>	<p>_____を_____に差し替え</p> <p>⇒…頁）。ただし、著しく訴訟手続を遅延させることを理由として（民訴 143 条 1 項ただし書）、訴えの変更が許され</p>

		ないとされる余地はあろう。
p 350	(3)の上から 3 行目  …判決となる)。この判決に対してエスティが控訴しているが、…予備的請求のみが審判対象となる。	<p>_____を _____ に差し替え ⇒…判決となる)。この判決に対するエスティの控訴により、予備的請求も控訴審に移審し（上訴不可分の原則）、審判対象となる。Pには主位的請求棄却に備えて予備的請求の認容を求める意思があり、控訴審でも尊重されるべきであり、他方で主位的請求が認容されているPに（附帯）控訴を要求するのは困難だからである。</p> <p>本問では、控訴審は主位的請求認容部分を取り消し、予備的請求を認容する判決をした（本来ならば審級の利益のために差し戻すべきだが、主位的請求の審理と実質的には重複するので、控訴審が自判できる）。これに対するエスティの上告（正確には上告受理の申立て。民訴 318 条 4 項参照）により、主位的請求も移審した。</p> <p>では、上告審の審判対象はどこまで及ぶと考えるべきか。通説・判例は、Pは主位的請求についてはもはや争う意思がないことを前提に、予備的請求認容部分のみを審判対象と解する（上訴必要説。最 3 小判昭和 58・3・22 判時 1074 号 55 頁参照）。これによれば、差戻審は予備的請求のみを対象とすることになる。これに対して、選択的併合との権衡（最 1 小判昭和 58・4・14 判時 1131 号 81 頁）、全面敗訴を避けたいというPの実質的な意思等を理由として、主位的請求も審判対象と解する上訴不要説も有力である。</p>
p 354	4. (2)の 3 行目	_____を削除

	含まれない。実質的にみても、…封ぜられることになり、 <u>適当ではない</u> 。したがって、後段についても、…できないと考える。	を挿入 ⇒含まれない。したがって、後段についても、…できないと考える。ただし、 <u>弁論終結直前に本件のような予備的請求を追加するならば、新たな審理を要し著しく手続を遅延させることが予測されるので、このような訴えの変更は許されないと考える（民訴143条1項ただし書）</u> 。
	下から2行目 …、予備的請求のみが審判対象となる。	の挿入 ⇒…、予備的請求の判断部分のみが審判対象となる。
p 560	上から3行目 …、条文にない譲受人の「善意」を要求し、悪意を広く認めることにより、…。	の挿入 ⇒…、条文にない譲渡人の「善意」を要求し、かつ、譲り受けた債権が未完成部分の報酬請求権であることを知っていた場合には悪意だったとして、悪意を広く認めることにより、…。
	上から5、6行目 参考答えは、 <u>公信力説の…と結びついていないことに注意する必要がある</u> 。	削除と訂正 ⇒参考答えは <u>公信力説の…と結びついていないことに注意を要する</u> 。
p 567	2つ目の□の③ ③ Xが本件建物の建築を完成したこと	XをAに訂正 ③ Aが本件建物の建築を完成したこと
p 569	5. (1)のタイトル 5. (1)口頭弁論終結後の承継人	に訂正 5. (1)強制執行の可否
	5. (1)の2段落目 <u>民事執行法23条1項3号は…甲土地について強制執行することはできない</u> 。	を に差し替え ⇒民事執行法23条1項は、債務名義により執行できる者の範囲について規定するが、本件のBは同項1ないし3号のいずれにも該当しない。なお、同

		<p>条1項3号の「承継人」にいう「承継」とは、審判対象となった権利関係そのものについての「承継」を指し、Yの一般財産である甲土地を承継したからといってここにいう「承継人」にはあたらない。</p>
p 575	<p>4. (1)の内容を差し替え</p> <p>(1)〔設問4〕(1)について  <u>XのYに対する…甲土地について強制執行することはできない。</u></p>	<p>____を____に差し替え  ⇒XのYに対する請負代金請求訴訟においてXの請求を認容する判決が下されたが、判決前に甲土地の登記名義が移転されている。民事執行法23条1項は、債務名義により執行できる者の範囲について規定するが、本件のBは同項1ないし3号のいずれにも該当しない。よって、Xは上記判決に基づいて、甲土地について強制執行することはできない。</p>
p 606	<p>(イ)の最後に追加</p> <p>…に代理権があるとはいえない。</p>	<p>____を挿入  ⇒…に代理権があるとはいえない。なお、本書647頁(3)も参照。</p>
p 647	<p>(3)(7)(i)の判例</p> <p>(i) 旧商法43条(会社14条)の趣旨(最1小判平成2・2・21商事1209号49頁〔ロッテ商事事件〕)</p>	<p>____を____に訂正  ⇒(i) 旧商法43条(会社14条)の趣旨(最1小判平成2・2・22商事1209号49頁〔ロッテ物産事件〕)</p>
p 709	<p>下から3行目</p> <p>…。もっとも、<u>処分証書ではなく…「相続分不存在証明書」が存在することから、…</u></p>	<p>____を____に差し替え  ⇒…。もっとも、Xの実印が押捺され、いわゆる「二段の推定」がはたらく「相続分不存在証明書」が存在しており、しかも「相続分不存在証明書」は処分文書ではなく報告文書であるとはいえ、実質的証拠力が高いことも多い。そこで、…</p>

p 710	<p>上から 2 行目</p> <p>…、したがって、<u>Xが前記推定（厳密には、…）を覆す反証に成功することが、…</u></p>	<p>____を _____ に差し替え</p> <p>⇒…、したがって、当該「相続分不存在証明書」の存在をもって、Y1 が単独取得する旨の遺産分割協議を成立させるという X の意思が推認できる、との実質的証拠力を X が覆す反証に成功することが、…</p>
	<p>上から 7 行目</p> <p>…、かかる反証成功の可能性は高いであろう。)そして、…</p>	<p>_____ を挿入</p> <p>⇒…、かかる反証成功の可能性は高いであろう。なお、X 名義の署名の筆跡が判然としないことを踏まえて、Y1 が単独取得するという利益自体が X の印章冒用の動機を推認させるとして、X が二段の推定を覆す反証活動についても検討する余地もあろう。)そして、…</p>
p 722	<p>2. (1)の 2 段落目</p> <p><u>もっとも、Xの実印が押され、いわゆる「二段の推定」がはたらく…かかる反証に成功する可能性は高いものと思われる。</u></p>	<p>____を _____ に差し替え</p> <p>⇒もっとも、Xの実印が押され、いわゆる「二段の推定」がはたらく「相続分不存在証明書」が存在しており、しかも「相続分不存在証明書」は処分文書ではなく報告文書であるとはいえ、実質的証拠力が高いことも多い。そこで、「当該『不存在証明書』が作成された時点における、Y1 が単独取得する旨の遺産分割協議の成立」が抗弁として主張されることが予想される。したがって、当該「相続分不存在証明書」の存在をもって、Y1 が単独取得する旨の遺産分割協議を成立させるという X の意思が推認できる、との実質的証拠力を X が覆す反証に成功することが、</p>

		前記認容結果の前提となると考えられる。そして、Y1 が単独取得するという結果の客観的合理性の有無等の観点から、かかる反証成功の可能性は高いであろう。なお、X名義の署名の筆跡が判然としないことを踏まえて、Y1 が単独取得するという利益自体がXの印章冒用の動機を推認させるとして、Xが二段の推定を覆す反証活動についても検討する余地もあろう。
p 762	◆事例◆〔設問6〕を削除	
p 775	6. 〔設問6〕のヒントを削除	
p 785	〔設問3〕(2)  (2) ③請求原因および④抗弁事実を記載し、その事実整理の…	③を①に、④を②に訂正 ⇒(2) ①請求原因および②抗弁事実を記載し、その事実整理の…
p 852	●編者・執筆者および執筆協力者一覧  執筆者（執筆順）  後藤 裕（ごとう・ゆたか） 弁護士 九州大学客員教授  清水 正憲（しみず・まさのり） 弁護士 京都大学客員教授  小松 陽一郎（こまつ・よういちろう）  弁護士・弁理士 立命館大学教授・関西大学客員教授  川島 清嘉（かわしま・きよし） 弁護士 横浜国立大学教授	の訂正と追加  ⇒後藤 裕（ごとう・ゆたか） 弁護士 元九州大学客員教授  ⇒清水 正憲（しみず・まさのり） 弁護士 元京都大学特別教授  ⇒小松 陽一郎（こまつ・よういちろう） 弁護士・弁理士 関西大学特別任用教授  ⇒川島 清嘉（かわしま・きよし） 弁護士 元横浜国立大学教授  ⇒榎本 修（えのもと・おさむ）

	<p>榎本 修 (えのもと・おさむ)          弁護士 愛知大学教授</p> <p>藤田 哲 (ふじた・さとし)          弁護士 名古屋大学客員教授</p> <p>榎本 康浩 (えのもと・やすひろ)          弁護士 岡山大学准教授</p> <p><b>p 853</b></p> <p>川合 善明 (かわい・よしあき)          弁護士 筑波大学客員教授</p>	<p>弁護士 元愛知大学教授</p> <p>⇒藤田 哲 (ふじた・さとし)          弁護士 元名古屋大学客員教授</p> <p>⇒榎本 康浩 (えのもと・やすひろ)          弁護士 岡山大学教授</p> <p>⇒川合 善明 (かわい・よしあき)          弁護士 元筑波大学客員教授          川越市長</p>
--	---	---

[日本評論社]

Copyright(C) NIPPON HYORONSHA CO.,LTD.PUBLISHERS